



令和8年度

JKK東京

「自治会向け法律相談会」のお知らせ



ひとと、くらしをあったかく。

公営住宅管理部 都営管理課 令和8年4月発行

より多くの自治会にご利用いただけるよう相談方法を拡充することとし、現在実施している電話による相談に加え、メールを使用した弁護士による無料の法律相談を開始するのでお知らせします。

### 1 概要

- ① 申込 令和8年5月から受付開始（相談は6月から）
- ② 対象 JKKに登録している都営住宅等の自治会
- ③ 相談方法 申込専用フォームから申込み。同フォームにて回答
- ④ 受付期間等 予約受付期間等は裏面の「日程表」を参照  
1開催6自治会までとします。  
※申込多数の場合は抽せん
- ⑤ 相談内容 都営住宅等の自治会に関わる法律的な諸問題  
(自治会費の徴収、自治会の運営・規約に関すること等)

費用無料



### 2 申込及び質問の受付

裏面の予約受付期間内に、次のいずれかの方法により、お申込みをお願いします。事前にアカウント登録が必要です。

- スマホ等を利用した二次元コードからの申込み
- ウェブサイトからの申込み



⇒ JKK東京ホームページ>都営住宅等にお住まいの皆さまへ>

オンライン申請一覧>自治会関連の手続き>自治会向け法律相談会>予約申込

※申込専用フォームは受付期間のみ利用可能/電話相談との重複申込み不可

### 3 回答及び質問方法

以下のルールで対応いたします。

- 初回の回答⇒質問受付期限翌日から7営業日以内に自治会へ返信します。
- 初回の回答に自治会から質問（追加質問）がある場合  
⇒回答受信後6営業日（平日）以内にJKKへ送信してください。
- 追加質問への回答 ⇒自治会からの質問受信後、7営業日以内にJKKから自治会へ返信します。



※追加質問への回答には質問できません。

※初回の回答後6営業日以内に自治会から質問がない場合や、裏面記載の質問終了日に達した場合は、受付を終了させていただきます。

#### 4 法律相談会（メール版）の日程表 ※日程表は変更となる場合があります。

開催回数	開催月	予約受付期間（メール）	抽せん結果等送信予定日	質問受付期限	初回答期限	初回答以降の質問期限A	左記Aの回答期限	質問終了
第1回	6月実施	5月1日（金）～5月12日（火）	5月19日（火）	5月29日（金）	6月9日（火）	回答到着の翌日から6営業日以内	質問到着の翌日から7営業日以内	6月末営業日
第2回	7月実施	6月1日（月）～6月5日（金）	6月12日（金）	6月30日（火）	7月9日（木）			7月末営業日
第3回	8月実施	7月1日（水）～7月7日（火）	7月13日（月）	7月31日（金）	8月12日（水）			8月末営業日
第4回	9月実施	8月3日（月）～8月7日（金）	8月14日（金）	8月31日（月）	9月9日（水）			9月末営業日
第5回	10月実施	9月1日（火）～9月7日（月）	9月11日（金）	9月30日（水）	10月9日（金）			10月末営業日
第6回	11月実施	10月1日（木）～10月7日（水）	10月14日（水）	10月30日（金）	11月11日（水）			11月末営業日
第7回	12月実施	11月2日（月）～11月9日（月）	11月13日（金）	11月30日（月）	12月9日（水）			12月末営業日
第8回	1月実施	12月1日（火）～12月7日（月）	12月11日（金）	12月28日（月）	1月13日（水）			1月末営業日
第9回	2月実施	1月4日（月）～1月8日（金）	1月15日（金）	1月29日（金）	2月9日（火）			2月末営業日
第10回	3月実施	2月1日（月）～2月5日（金）	2月12日（金）	2月26日（金）	3月9日（火）			3月末営業日

#### 5 キャンセルなどにより、相談枠に「空き」が出た月の補充について

相談枠に「空き」が発生した月については、前月まで落せんされた自治会で抽せんを行い、当せんした自治会へお知らせします。（年度内対象）

（例＝4月落せん2自治会、5月落せん1自治会で、6月に空き2枠が出た場合、4月、5月の落せん3自治会で抽せんを行い、2自治会を決定します。）

※この抽せんでは落せんされた場合でも、次回、相談枠に「空き」が出た場合には、年度内に限り抽せんの対象となります。

※「辞退」による空き枠については、最後の当せん番号の次の番号を繰り上げます。

#### 6 お申込みにあたって（主なご了解事項です。必ずお読みください。）

○この法律相談会は、自治会の申し出にもとづいて、弁護士が問題解決に向けての法的な助言を行い、自治会による自主的な解決を支援することを目的としています。

○受付が確定した自治会は、期限までに質問を提出していただきます。

○同一年度内での1自治会の相談回数は、開催回数で3回までです。

※抽せんにより落せんした回数は除きます。

○裁判所において係争中、調停中の案件、または弁護士に依頼中の案件は、相談の対象としません。

○回答を第三者への意見書として使用、又は公開、複製、転載することはお断りします。

○法律相談会の質問および回答については、個人情報を除き、他の自治会への情報提供や統計資料等の作成に利用することがあります。

●上記のほか、専用フォームに記載した「事前了解事項」もあわせてお読みください。